

## タックス・フラッシュ

### 2008年第2号

2008年2月27日

#### 本号の項目

- ・ 税務専門家だけが代理人としての活動を許される、ほとんどの場合、資格のある税務コンサルタントだけが代理人として活動する資格を付与される。この新しいルールは外部（社外）代理人及び内部（社内）代理人に適用される。資格のない代理人によって署名された税務関係書類の有効性がリスクに晒されている。
- ・ 間違って支払われた税金は3カ月で還付される、通常規定では税金還付を得るには12カ月かかるが、還付が間違って支払われた税金に係わる還付の場合だけは、その期限が3カ月に短縮される。
- ・ 国税総局は税務番号（NPWP）/付加価値税登録（NPKP）の取消の期限を付与した、しかし、実務上の問題はそのまま残っている。税務番号の取消申請の確認には数ヶ月どころか数年待たされていたが、国税総局は何の決定も下さなかった。現在、12カ月の期限厳守が動きだした。この期限を超過しても決定が下されない場合は、当該取消申請は承認されたとみなされる。
- ・ 経過措置規定、いまだ数多くののはつきりしない点がある。政府規則80号は特定の分野ではまだ明瞭さに欠けている。
- ・

#### 税務専門家だけが代理人としての活動を許される。

国税総則法は会社の役員（定款上に記載される取締役）をその会社の有効な代表者として扱っています。それは、会社役員が会社の税務上の権利義務を引き受ける責任を負わされている当然の結果です。これには、税務申告書やタックス・インボイスに署名するような単純ことから税務調査や税務異議申立で会社の問題を説明すること、インドネシア税務署との他の対応まで含まれます。

法律上、取締役は、特別委任状を使って自らの内部代理人（社内代理人、internal proxy）として活動するためにその会社従業員の一人を指名することが許されます。通常、内部代理人は、税務申告書やタックス・インボイスに署名するような単純なことだけを引き受けます。税務調査や異議申立討議や訴訟手続のようなより複雑な税務問題に関しては、取締役は税務専門家として資格のある外部代理人（社外代理人、external proxy）を指名する必要があるかもしれません。

## タックス・フラッシュ

以前は、外部代理人だけが財務省規則によって規制されていました。しかしながら、2007年の国税総則法に続き、財務省は財務省規則第22号（No.22/PMK.03/2008）（以下、規則22号）を発行し、外部代理人だけでなく内部代理人にも適用される要求を明示しました。その明確な特徴は、どちらの代理人も資格をもつ税務専門家でなければならないことです。即ち、公認税務コンサルタント資格(state tax brevet certificate)の保有者か、税務科目的履修を完了していることを確認する資格のあるビジネス・スクールが発行した証書、これはさらに国税総局長官規則で規定される予定ですが、の保有者です。

しかしながら、明示された資格が、必ずしもいつも代理人として活動するためのパスポートであるとは限りません。規則22号の下では、そのような基本的資格は、年間売上が24億ルピア（270,000米ドル）を超えない会社にのみ有効です。一旦その限度を超えると、代理人問題は有資格の税務コンサルタント(Certified tax consultants)にゆだねるしかありません。これらは、税務コンサルタントとして実務を行うため国税総局のライセンスを取得した有資格の税務専門家です。

私どもは、貴社にその内部代理人の状況を再点検することをお勧めします。彼らが資格のある税務専門家でない場合は、その人が署名した税務関係書類は国税総局によって無効といわれ、罰金が課されるおそれがあることに留意してください。私どもは国税総局により、正しく署名されていないという理由でタックス・インボイスが無効といわれた事例を承知しています。注意が必要です。

2007年国税総則法は、この展開の結果から発生する問題の解決を提供しています。国税総則法は3種類の署名を認めています；それは伝統的な（手書き）署名、電子的署名と、スタンプ（社印）によるものです。即ち、取締役は電子的手法、もしくはスタンプによつても署名し、それよって多くの状況下での代理人の必要性を克服できると思われます。残念ながら、後者の2つの方法はまだ財務省規則の中で詳細に述べられていません。

### 間違って支払われた税金は3カ月で還付される。

税金が間違って支払われたり、源泉されたり、徴税されたりされることがあります。これは、税金の支払い義務が無いか、もしくは税金が間違って決定された結果として正しい金額を越えて支払われ、源泉徴収され、徴税されることを意味します。この状況は税金過払いを引き起こします。過払い分の払い戻しを得るため国税総局に還付申請が提出されなければなりません。

いつもどおり、税金の還付請求は税務調査の引き金となり、申請者は忍耐強く12カ月間、待たなければなりません。しかしながら、その過払いが単純に間違いによる税金支払い、源泉徴収や徴税された結果である場合、財務省規則第190号（No.190/PMK.03/2007）の下

## タックス・フラッシュ

では、期限は完全な申請書結果の提出日から 3 カ月に短縮されます。

還付請求は税金恩恵者によってだけなすことが許されます。しかしながら、一定の環境下では、これは問題となっている税金を天引きし、徴税した当事者を通じてなされます。

さらなる情報は当事務所の貴社担当の税務アドバイザーにご連絡ください。

**国税総局は NPWP と NPPKP の取消の期限を付与した。しかし、実務上の問題はそのまま残っている**

国税総則法は、国税総局が、税務登録番号（NPWP）もしくは付加価値税登録番号（NPPKP）の取消について納税者からの要求を受けて、その決定を発行しなければならない期限を明確に規定しています。納税番号の取消に関しては、個人納税者については完全な取消申請書の提出日から 6 ヶ月、法人納税者には同様に 12 カ月がその期限です。付加価値税登録番号に関しては、全ての種類の納税者についてその期限は 6 カ月です。

国税総局がその期限内になんら決定を発行しなかった場合の帰結について、国税総則法には何ら規定されていません。この点では、2007 年新国税総則法は、2000 年旧国税総則法と何ら変りません。実務上、期限が過ぎても国税総局が何ら決定しない場合は、何もおこりません。

財務省は、NPWP と NPPKP の取消に関して財務省規則第 20 号(No.20/PMK.03/2008)をちょうど発行しました。その明確な特徴は、期限は今や問題にならないことです；つまり、期限が過ぎても国税総局が何ら決定を発行しない場合、関係する納税者の取消申請は承認されたとみなされます。そのような状況下で、財務省規則第 20 号は、国税総局はその期限から 1 カ月以内に NPWP/NPPKP の取消決定を発行することを要求しています。

しかしながら、上記とは別に、財務省規則第 22 号は、NPWP/NPPKP の取消は、単に事務目的のためのサービスであると断言しています。それは、その取消が関係する納税者や税務主体の税務債務が消滅することを意味していないということを言おうとしています。

実務上、財務省規則第 20 号は、税務申告書を提出する必要がなくなることを除いては、実務的な恩恵がありません。国税総局が税務債務の徴税しようと努めるための門戸は開かれたまま残っています。

## 経過措置規定

特定の税務問題が、2000 年旧国税総則法、もしくは 2007 年の新国税総則法のどちらに従って処理されるべきかどうかを決定するのは、必ずしも容易ではありません。2007 年政府規則第 80 号は 8 つの事例を明示して、そのいくつかを明らかにしていますが、はっきりしない点も残っています。

## タックス・フラッシュ

私どもは次号のタックス・フラッシュで経過措置を検討します。しかしながら、この段階で、政府規則第 80 号の二つの特徴は強調する価値があります。第一に、ルールとして、2007 年 12 月 31 日をどちらの国税総則法が適用されるかを決定する、カット・オフ日（締め日）として特定しています。第二に、8 つの具体例は 3 種類の事象に帰属します。

- ・ 国税総局に直接的に関連するレター/書類の提出
- ・ 関連する国税総局の決定書の発行、
- ・ 申し立てられた欠陥のある税務調査の開始、

カット・オフ日以前に起きた指定された事象は 2000 年旧国税総則法に従って取り扱われるべきです。その後に起きたそれらの事象は、2007 年新国税総則法に従ってなされる必要があります。例えば、異議申立書を 2008 年 1 月に提出した場合、それが帰属する税務年度に係わらず、それは 2007 年新国税総則法に従って手続処理されます。対照的に、2007 年 12 月に提出された NPWP の取消申請は、政府規則 80 号に基づき、2000 年旧国税総則法に従って取り扱われます。

ご質問等の連絡先:

ジャパンデスク、北村浩太郎、<[hirotaro.kitamura@id.pwc.com](mailto:hirotaro.kitamura@id.pwc.com)>までご連絡ください、ご質問の内容により PWC の各業種の税務専門家をご紹介申し上げます。

PT プリマ・ワハナ・チャラカ/プライスウォーターハウスクーパース

PT Prima Wahana Caraka / PricewaterhouseCoopers, Plaza 89, Jl. H.R. Rasuna Said Kav.X-7, NO.6  
Jakarta 12920, INDONESIA, Telephone. +62 21 521 2901, Fax. +62 21 52905555,

お断り、

本日本語訳は、日系担当部が作成していますが、原文が英語であることをご承知いただき、参考資料としてご利用ください、(英語の原文は、[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id) から入手できます)。

また作成に当っては細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確さ、記載内容や意見、誤謬や省略について当事務所が責任を負うものではありません、実務上、ここでの問題が発生した場合には、関連する法律・規則を参照し、適切な税務専門家のアドバイスを入手する必要があります。